

原審記録の重量等の疎明資料に関するQ & A

Q1 裁判所が計測した原審記録の重量は、どこに記載されているのですか。

指名通知依頼書に原審記録の重量又は重量の区分が記載される予定です。
なお、重量が4.5キログラム未満の場合には記載されていないこともあります。

Q2 自分で計測した原審記録の重量に基づき、報酬を請求することができますか。

「裁判所から提供された原審の記録の重量に係る資料」が疎明資料となりますので、裁判所から提供された資料以外の重量の資料を用いることはできません。

Q3 指名通知依頼書に記録重量ではなく、原審記録の丁数ないし丁数の区分が記載されている場合、どのように報酬を請求すればよいのでしょうか。

令和3年1月1日以降も、原審記録の丁数ないし丁数区分による情報提供がなされる場合があります。

このような場合には、旧書式を用いて請求していただいて構いません。

新書式を用いる場合には、国選弁護報告書(新書式)・原審記録欄②の「□丁数」と「□領収証等の通り(別添)」の箇所にチェックをしてください。

これに加えて、丁数区分に対応する重量区分にチェックしていただいても差し支えありません。

いずれの場合にも、疎明資料(指名通知依頼書)の提出は必要ありません。

Q4 記録謄写の領収書には、謄写枚数と金額のみが記載され、謄写の対象物は記載されていません。この領収書を疎明資料として用いることはできますか。

ご指摘の領収書に対応する記録謄写の請求書(又は依頼書)に原審記録の謄写を依頼する旨が記載されている場合には、領収書とともに請求書(又は依頼書)をご提出ください。

領収書等に原審記録を謄写した旨の記載がない場合には、領収書等の記載のみから原審記録の丁数を判別することができないため、疎明資料として用いることはできません。

Q5 原審記録の一部について謄写を行い、その領収書等に原審記録(の一部)の謄写である旨が記載されていますが、この領収書等を疎明資料として用いることはできますか。

ご指摘の領収書等記載の原審記録の枚数(丁数)のみに基づき報酬請求する場合であれば、疎明資料として用いることができます。

謄写を行わなかった原審記録の丁数を数え、これと領収書等記載の原審記録の枚数(丁数)を合算して報酬請求をする場合には、「原審の記録の丁数に関する確認結果報告書」(以下、「丁数確認書」)をご提出ください。

なお、丁数確認書の様式は法テラスホームページに掲載されておりますので、ご参照ください。

Q6 原審記録の丁数の数え方を教えてください。

原審の記録表紙(表・裏)を除き、綴られている書面すべてを1枚1丁と数えてください。
CDケースに入っているものや封筒に入っているものもありますが、それぞれケースや封筒を1丁と数えてください。
なお、記録が分冊されている場合、それぞれの分冊ごとに記録表紙(表・裏)を除いてください。

Q7 「原審の記録の丁数に関する確認結果報告書」(丁数確認書)の記載にあたり、注意すべき点はありますか。

必要事項の記載を漏らさないようにご注意ください。
なお、丁数確認書⑤の「原審の記録の丁数」欄には、具体的な丁数を記載してください。おおよその丁数しか記載されていない場合、例えば、「約1000丁」や「およそ1000丁」などといった記載がされている場合のほか、裁判所から情報提供を受けた原審記録の重量とのかい離が大きい場合などには、丁数確認書が提出されていないものとして算定を行う場合がありますので、ご注意ください。

Q8 新書式ではなく、丁数区分の記載しかない旧書式の国選弁護報告書を用いて報酬を請求することができますか。

令和3年1月1日以降の新書式を法テラスホームページで公開する予定ですので、新書式をダウンロードしてご利用いただきますようお願いいたします。
なお、旧書式を用いる場合には、原審記録の重量によることがわかるように、余白に「重量」などと記載していただき、原審記録の重量(又は重量区分)に対応する丁数区分にチェックしていただくようお願いいたします。